

全警協発第55号  
令和2年3月12日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会  
専務理事 福島 克臣

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関する運用の周知等について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）につきましては、平成30年7月25日に公布され、その概要につきましては、別添2の通りとなっております。このたび、改正法が2020年4月1日に全面施行されることを踏まえ、我々警備業界においても法令を遵守し、滞りのない対応を行っていく必要があります。

特に、別添3「従業員に対する受動喫煙対策について」に記載の通り、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないことが義務として明記されており、20歳未満の警備員についても同様の対応をとらなくてはなりません。また、この義務に違反した際の対応については、別添4「改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について」によると、都道府県知事等の指導によって改善を図ることとされております。

この改正法の運用につきまして、厚生労働省が設置している「受動喫煙対策に係るコールセンター」に全警協から問い合わせを行いましたところ、別添1「受動喫煙対策に係るコールセンターへの質問とその回答」のとおり、回答を得ましたので、皆様に通知させていただきます。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底いただき、改正法への適正な運用に努めて下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

受動喫煙対策に係るコールセンターへの質問とその回答

◇改正健康増進法（2020年4月1日全面施行）の運用に関する問い合わせ

○対象となる改正内容

（第33条第5項）

喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

○全警協からの質問事項

上記の改正内容を踏まえ、20歳未満の警備員が、業務上の都合で喫煙エリアへ立ち入る場合、下記①②のいずれも、禁止事項にあたるでしょうか。

①平時に巡回業務等のために喫煙室に立ち入る場合

②非常時に火災確認や倒れている方の確認などの業務のため喫煙室に立ち入る場合

○コールセンターの回答

①の回答（平時の場合）

たとえ業務のために喫煙室に立ち入りが必要であっても、20歳未満の方の立ち入りは出来ません。警備員の巡回業務であってもこの原則通りとなります。20歳未満の方が喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。

②の回答（非常時の場合）

非常時の場合では、20歳未満の方であっても、火災や救急人の確認や消火活動等を行うために喫煙室に立ち入らざるを得ないと認められます。よって**非常時の場合は、20歳未満の警備員であっても、喫煙室への立ち入りを妨げるものではありません。**

※参考『改正健康増進法の施行に関するQ&A』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf>

※受動喫煙対策に係るコールセンター

電話番号 03-5539-0303

（受付時間9:30～18:15（土日・祝日は除く））

※受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

**2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等**

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。  
 (2) 都道府県知事（保健所設置市区においては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

**【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】**

|   |   |      |   |
|---|---|------|---|
|   |   | 経過措置 |   |
| A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関<br>旅客運送事業自動車・航空機     | 禁煙<br>(敷地内禁煙 ※1)                                |      | 別に法律で定める日までの間の措置<br>既存特定飲食提供施設<br>(個人又は中小企業(資本金又は出資の総額<br>5000万円以下 ※3) )<br>かつ 客席面積100㎡以下の飲食店)<br>標識の掲示により喫煙可 |
|   | 原則屋内禁煙<br>(喫煙専用室(喫煙のみ)内<br>でのみ喫煙可)              |      |   |
| B 上記以外の多数の者が利用する施設、<br>旅客運送事業船舶・鉄道<br>飲食店 | 【加熱式たばこ ※2】<br>原則屋内禁煙<br>(喫煙室(飲食等も可)内<br>での喫煙可) |      |   |

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。  
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこは、(1)に違反しないものとする。  
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。  
 注：喫煙をすることができるところについては、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。  
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売）を設けることなど、法律上の類型を設ける。  
 (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。  
 (4) 喫煙をすることができるところには20歳未満の者を立ち入らせなければならないものとする。  
 (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

**3. 施設等の管理権原者等の責務等**

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。  
 (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

**4. その他**

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。  
 (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。  
 (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**施行期日**

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

## 従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

### 1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせなくてはならないこととする。

### 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づき対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

#### （参考）ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト、店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員にならうとするとする者等の保護のための措置

## 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。  
 【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止  
 【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止  
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

### <義務違反時の対応>

